

# 各種証明書のコンビニ交付が始まります!

～ 平成31年3月1日(金) サービス開始 ～

## 【取得できる証明書】

- \* 下諏訪町に住所登録をされている方
  - 住民票の写し
  - 印鑑登録証明書  
(下諏訪町で印鑑登録が済んでいる方のみ)
  - 所得・課税・扶養証明書
- \* 本籍が下諏訪町の方
  - 戸籍謄本・抄本 (全部・個人事項証明書)
  - 戸籍の附票

※本籍が下諏訪町の方で、下諏訪町以外に住所登録をされている方は、住所地でマイナンバーカードを申請してください。

## 【サービスが利用できる店舗】

セブンイレブン  
ローソン  
ファミリーマート  
など



全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機が設置されている店舗でご利用いただけます。

## 【サービスの利用時間】

午前6時30分から午後11時まで  
(12月29日～1月3日と  
機器メンテナンス時を除く。)

※諏訪6市町村の役所窓口で、他市町村の証明書を交付する「諏訪広域相互証明交付サービス」は、平成31年3月末日で終了となります。



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

## コンビニ交付には マイナンバーカードが必要です!

サービスを受けるためには、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。通知カードや住民基本台帳カード、印鑑登録証などではご利用いただけませんのでご注意ください。



マイナンバーカード



通知カード

↑こちらのカードが必要です。

平成27年11月頃、マイナンバー（個人番号）をお知らせする通知カードが世帯ごとに送付されました。この通知カードを写真入りのマイナンバーカードに替えることで利用の幅が広がります!



町庁舎1階の「マイナンバー相談窓口」で  
マイナンバーカード申請手続きのお手伝いをしています!

※詳しくは、住民環境課総合窓口係までお問い合わせください。



■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 総合窓口係 電話27-1111 (内線135)

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険の制度見直し

平成30年8月より、70歳以上の被保険者の方における高額療養費及び高額介護合算療養費がそれぞれ以下のように見直しがされます。

## 高額療養費制度の見直しについて

**制度概要** ○高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重にならないよう、医療機関の窓口で医療費を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について後日お返しする制度です。  
○自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて決められています。

**見直し内容** ○現役並みの所得区分について細分化し、限度額を引き上げる。また、一般区分の外来限度額を引き上げる。

### ■現行（平成30年7月分まで）

所得区分 (年収等目安)	自己負担限度額（月額）	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと) <sup>※1</sup>
現役並み 年収370万円～ (課税所得 145万円以上)	57,600円	80,100円+ (医療費－ 267,000円)×1% (44,400円) <sup>※3</sup>
一般 年収156～ 370万円 (課税所得 145万円未満)	14,000円 年間上限額 <sup>※2</sup> 144,000円	57,600円 (44,400円) <sup>※3</sup>
低所得者	II 住民税非課税世帯	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	15,000円

### ■見直し後（平成30年8月分から）

所得区分 (年収等目安)	自己負担限度額（月額）	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと) <sup>※1</sup>
年収1,160万円～ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (医療費－842,000円)×1% (140,100円) <sup>※3</sup>	
年収770～1,160万円 (課税所得380万円以上)	167,400円+ (医療費－558,000円)×1% (93,000円) <sup>※3</sup>	
年収370～770万円 (課税所得145万円以上)	80,100円+ (医療費－267,000円)×1% (44,400円) <sup>※3</sup>	
年収156～370万円 (課税所得145万円未満)	18,000円 年間上限額 <sup>※2</sup> 144,000円	57,600円 [44,400円] <sup>※3</sup>
低所得者	II 住民税非課税世帯	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	15,000円

※1 同一の健康保険の場合。

※2 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対し適用されます。

※3 過去12ヶ月以内に、3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり限度額が下がります。

## 高額介護合算療養費制度の見直しについて

**制度概要** ○高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担の合計額が限度額を超えた場合に、後日お返しする制度です。  
○自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて決められています。

**見直し内容** ○現役並みの所得区分について細分化し、限度額を引き上げる。ただし、一般区分の限度額については据置きとする。

### ■現行（平成30年7月分まで）

所得区分 (年収等目安)	自己負担限度額 (年額)	
現役並み 年収370万円～ (課税所得 145万円以上)	67万円	
一般 年収156～370万円 (課税所得145万円未満)	56万円	
低所得者	II 住民税非課税世帯	31万円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	19万円 <sup>※1</sup>

### ■見直し後（平成30年8月分から）

所得区分 (年収等目安)	自己負担限度額 (年額)	自己負担限度額(年額) (参考)70歳未満 <sup>※2</sup>
年収1,160万円～ (課税所得690万円以上)	212万円	212万円
年収770～1,160万円 (課税所得380万円以上)	141万円	141万円
年収370～770万円 (課税所得145万円以上)	67万円	67万円
年収156～370万円 (課税所得145万円未満)	56万円	60万円
低所得者	II 住民税非課税世帯	31万円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	19万円 <sup>※1</sup>

※1 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

※2 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話 0266-27-1111 (内線137・138)  
長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320